

與へる権利を認めざる事がある。此の如き事があるならば、大企業と小企業との間に、大企業が小企業を排して、独占的地位を占め、小企業を潰す事がある。此の如き事は、社会の進歩に有害である。故に、大企業と小企業との間に、公平な競争を許さなければならない。大企業は、小企業を潰す事があるが、小企業は、大企業を潰す事がある。此の如き事は、社会の進歩に有害である。故に、大企業と小企業との間に、公平な競争を許さなければならない。

川崎、三菱兩造船所、神戸製鋼所、神戸ダンロップ會社、鐘紡、日本、東洋兩マツチ會社の如き絶大なる財力と権力の背景を有する大企業家に直面せざるを得ない。神戸の労働階級は此の方法に依つてのみ團結を與へしむる事が出来る。之に團結と訓練を與へる事は我等覺醒せる組織労働者の負ふべき義務であると共に誇るべき權利であると信ずる。

之等各種の目的を達成する爲に神戸地方の各労働団体と一層親密に提携協力し解放運動の闘争を続けるは目下の緊急事である事を信じ其の爲に適當なる機關を作り共通の利害問題に對して共同戦線を張り以て一人が加へられた壓迫不正を萬人が擔ふべき労働相愛の信念を徹底せしめなければならぬ。

大正十四年二月十五日

日本労働總同盟神戸聯合會